定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人あいえんケアプラスという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

２　この法人は、前項のほか、その他の事務所を静岡県静岡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、高齢者やその家族及び生活困窮者が安心して生活するために必要な生活支援事業を行うとともに、全ての人々が豊かに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 地域安全活動

(3) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動

(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

① 高齢者や生活困窮者、社会的弱者の見守り及び孤独死対策事業

② 生活支援事業

③ 身元保証及び成年後見制度に基づく事業

④ 高齢者、終末期高齢者及び介護家族の生きがいを支援する事業

⑤ 高齢者の介護施設入居支援及びその周辺事業

⑥ 遺品や土地家屋の処理を支援する事業

⑦ 死後事務処理、葬儀、埋葬、納骨、墓に関する支援事業

⑧ 認知症やフレイル状態の予防、啓発を支援する事業

⑨ 情報提供事業

⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の【２】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して１年以上会費を滞納し督促にも応じなかったとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第 12 条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　３人

(2)　監事　１人

2　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)　事業報告及び活動決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　入会金及び会費の額

(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)　事務局の組織及び運営

(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 14 条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第 24 条　総会は、第 23 条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、第 23 条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 25 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第 26 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第 28 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第２項、第 29 条第１項第２号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。
3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第33条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、第32条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の７日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄附金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）
第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第47条　この法人の事業年度は、毎年１０月１日に始まり翌年９月３０日に終わる。

（臨機の措置）
第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続き開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）

第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	久保田　利彦
副理事長	江神　将斗
理事	稲垣　豊
監事	落合　晋也

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和９年１１月３０日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和９年９月３０日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員入会金	１，０００円
	正会員会費	１，２００円（１年間分）
(2)	賛助会員入会金	１，０００円
	賛助会員会費	１，２００円（１年間分）

様式・記載例（法第10条第1項第2号イ関係）

役　員　名　簿

特定非営利活動法人あいえんケアプラス

役職名	氏　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理事長	久保田　利彦		無
副理事長	江神　将斗		無
理事	稲垣　豊		無
監事	落合　晋也		無

（備考）

1　「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。

2　「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

3　「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

4　役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、３分の１以下でなければならない（法第２条第２項第１号ロ）。

設　立　趣　旨　書

1　設立趣旨

現代社会は高齢化及び高齢者の要介護化が進んでおり、同時に家族関係が希薄になる者、孤独に陥る者も増加しております。また、高齢者や要介護者、またその家族を見ると、家族の中だけではなく社会からも孤立していく傾向が見受けられます。

そこでこの法人は高齢者、要介護者やその家族、生活困窮者などが安心して生活できるだけでなく、より豊かな生活を送れるよう定期的な見守りや家族会の呼びかけ、イベントの開催などを通じて生活の質を高めるための事業を行い、高齢化社会に寄与することを目的とし設立します。

しかしこの活動は個人や団体の枠を超えた大きな、かつ一過性で終わらせないための長期的な視野に立った公益的な活動として継続の必要があり、高齢者、要介護者やその家族、生活困窮者だけでなく誰もが生き生きとした生活を送ることができる環境つくりを実現するために法人を立ち上げますので、皆様のご理解と幅広いご支援をお願いたします。

2　申請に至るまでの経過

平成 8 年より現在に至るまで、年金相談、社会保険相談等で多くの高齢者に接してきました。そこで接した高齢者の様々な問題に対応する為、各方面からの意見、アドバイスや支援を基に、令和 8 年 7 月 18 日に有志による法人設立準備会を立ち上げ、令和 8 年 9 月 5 日、設立総会の開催を経て、設立に至りました。

令和 8 年 9 月 14 日

特定非営利活動法人 あいえんケアプラス

設立代表者

氏　　名　久保田利彦

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和９年９月３０日まで

特定非営利活動法人あいえんケアプラス

１　事業実施の方針

高齢者が安心して生活できる地域づくりの為、見守り活動や相談窓口を設置し、広く対応できるようにする

また、高齢者の介護や生活支援についてワンストップで対応できるよう周知活動を行うとともに、生活を送るうえで起こる周辺問題解決のための事業を企画し運営する

２　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額（単位：千円）
① 高齢者や生活困窮者、社会的弱者の見守り事業及び孤独死対策事業	地域包括支援センターや居宅介護支援センター、民生委員などと協力し、対象者の自宅を訪問したり電話・メールなどで体調や安否の確認を行う	(A) 随時 (B) 対象者宅 (C) １名	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	5
② 生活支援事業	主に介護保険適応外の日常生活の支援や入居施設の紹介を行う	(A) 随時 (B) 対象者宅 (C) １名	(D) 登録会員 (E) 不定	5
③ 身元保証及び成年後見制度に基づく事業	施設利用時に身元保証人がいない方、成年後見人が必要な方に対し身元保証を行い、入居の保証や生活の後見を行う	(A) 随時 (B) 当該事務所 (C) １名	(D) 登録会員 (E) 不定	１０
④ 高齢者、終末期高齢者及び介護家族の生きがいを支援する事業	豊かな生活を送るために、楽しみや趣味、イベントの開催を行う。	本年度は実施の予定なし		

⑤ 高齢者の介護施設入居支援及びその周辺事業）	高齢者が施設に入所する際のサポートを行う。入居の移動、荷物の運搬等。 また、入居の際飼育不可となったペットを預かる	(A) 随時 (B) 入居先 (C) 1名	(D) 登録会員 (E) 不定	１０
⑥ 遺品や土地家屋の処理を支援する事業	遺品整理や土地家屋の処理が必要な会員に、業者や土地家屋調査士や不動産業者を紹介する	(A) 適時 (B) 事務所 (C) 1名	(D) 登録会員 (E) 不定	１０
⑦ 死後事務処理、葬儀、埋葬、納骨、墓に関する支援事業	死後の公共料金などの停止、役所への書類提出、葬儀埋葬などの支援を行う	(A) 適時 (B) 事務所 (C) 1名	(D) 登録会員 (E) 不定	１０
⑧ 認知症やフレイル状態の予防、啓発を支援する事業	コグニサイズ、ライフキネティックを利用して、症状の予防を行う	本年度は実施の予定なし		
⑨ 情報提供事業	ホームページによる情報の提供やニュースレターによる啓発活動	本年度は実施の予定なし	(D) 賛助会員 (E) 不定	１０
⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業				

設立次年度の事業計画書

令和９年１０月１日から令和１０年９月３０日まで

特定非営利活動法人あいえんケアプラス

１　事業実施の方針

全ての事業を確実に実施し、当法人の事業内容、活動状況を地域社会に広く認知してもらうことを目標とする

２　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額（単位：千円）
① 高齢者や生活困窮者、社会的弱者の見守り事業及び孤独死対策事業	地域包括支援センターや居宅介護支援センター、民生委員などと協力し、対象者の自宅を訪問したり電話・メールなどで体調や安否の確認を行う	(A) 随時 (B) 対象者宅 (C) ２名	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	５０
② 生活支援事業	主に介護保険適応外の日常生活の支援や入居施設の紹介を行う	(A) 随時 (B) 対象者宅 (C) ２名	(D) 登録会員 (E) 不定	３５０
③ 身元保証及び成年後見制度に基づく事業	施設利用時に身元保証人がいない方、成年後見人が必要な方に対し身元保証を行い、入居の保証や生活の後見を行う	(A) 随時 (B) 当該事務所 (C) １名	(D) 登録会員 (E) 不定	３５０
④ 高齢者、終末期高齢者及び介護家族の生きがいを支援する事業	豊かな生活を送るために、楽しみや趣味、イベントの開催を行う。	(A) 隔月 (B) 公民館など (C) １名	(D) 地域住民 (E) 不定	５０

⑤ 高齢者の介護施設入居支援及びその周辺事業）	高齢者が施設に入所する際のサポートを行う。入居の移動、荷物の運搬等。 また、入居の際飼育不可となったペットを預かる	(A) 随時 (B) 入居先 (C) 1名	(D) 登録会員 (E) 不定	３５０
⑥ 遺品や土地家屋の処理を支援する事業	遺品整理や土地家屋の処理が必要な会員に、業者や土地家屋調査士や不動産業者を紹介する	(A) 適時 (B) 事務所 (C) 1名	(D) 登録会員 (E) 不定	２００
⑦ 死後事務処理、葬儀、埋葬、納骨、墓に関する支援事業	死後の公共料金などの停止、役所への書類提出、葬儀埋葬などの支援を行う	(A) 適時 (B) 事務所 (C) 1名	(D) 登録会員 (E) 不定	５００
⑧ 認知症やフレイル状態の予防、啓発を支援する事業	コグニサイズ、ライフキネティックを利用して、症状の予防を行う	(A) 月1回程度 (B) 包括支援センター等 (C) ２名	(D) 地域住民 (E) 不定	５００
⑨ 情報提供事業	ホームページによる情報の提供やニュースレターによる啓発活動	(A) 月1回更新 (B) 事務所 (C) ２名	(D) 賛助会員 (E) 不定	５００
⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業				

様式例・記載例（法第10条第１項第８号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

設立当初の事業年度　活動予算書

法人成立の日から令和９年９月３０日まで

特定非営利活動法人あいえんケアプラス

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	22000		
賛助会員受取会費	11000		
……		33000	
2.受取寄附金			
受取寄附金	50000	50000	
施設等受入評価益			
……			
3.受取助成金等			
受取民間助成金			
……			
4.事業収益			
事業収益	65000	65000	148000
5.その他収益			
受取利息			
雑収益			
……			
経常収益計			
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	40000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
……			
人件費計	40000		
(2) その他経費			
会議費	10000		
旅費交通費	10000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
……			
その他経費計	20000		
事業費計		60000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
……			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	10000		
旅費交通費	30000		
減価償却費			
支払利息			
雑費	20000		
その他経費計	60000		
管理費計		60000	
経常費用計			120000
当期経常増減額			28000
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益			
……			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
……			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			28000
設立時正味財産額			50000
次期繰越正味財産額			78000

様式例・記載例（法第10条第１項第８号「翌事業年度の活動予算書」）

令和９年度　活動予算書

令和９年１０月１日から令和１０年９月３０日まで

特定非営利活動法人あいえんケアプラス

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
１.受取会費			
正会員受取会費	12000		
賛助会員受取会費	17000		
・・・・・・・・・・・・		29000	
２.受取寄附金			
受取寄附金		50000	
施設等受入評価益			
・・・・・・・・・・・・			
３.受取助成金等			
受取民間助成金			
・・・・・・・・・・・・			
４.事業収益			
事業収益		2850000	
５.その他収益			
受取利息			
雑収益			
・・・・・・・・・・・・			
経常収益計			2929000
Ⅱ 経常費用			
１.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2400000		
法定福利費	300000		
退職給付費用			
福利厚生費	100000		
・・・・・・・・・・・・			
人件費計	2800000		
(2) その他経費			
会議費	10000		
旅費交通費	40000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
・・・・・・・・・・・・			
その他経費計	50000		
事業費計		2850000	
２.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
・・・・・・・・・・・・			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	10000		
旅費交通費	30000		
減価償却費			
支払利息			
雑費	20000		
その他経費計	60000		
管理費計		60000	
経常費用計			2910000
当期経常増減額			19000
Ⅲ 経常外収益			
１.固定資産売却益			
・・・・・・・・・・・・			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
１.過年度損益修正損			
・・・・・・・・・・・・			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			19000
前期繰越正味財産額			78000
次期繰越正味財産額			97000